

## 日本臨床微生物学会よりのお知らせ

2014年9月19日

一般社団法人 日本臨床微生物学会  
理事長 賀来 満夫

### 薬剤耐性菌の解析支援施設(「地域支援レファレンスセンター(仮称)」)の指名について

2014年9月19日に感染症法施行規則(省令)が改正され、「**薬剤耐性アシネトバクター感染症**」と「**カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症**」が、**5類全数報告疾患**に指定されました。

これにより、全国全ての医療機関において、上記感染症の患者を診断した場合には、保健所に届け出ることが義務付けられました。そこで、日本臨床微生物学会は、各医療機関において上記感染症の診断が正確に実施されるよう、地域毎に、薬剤耐性菌の遺伝子解析等を支援する施設「**地域支援レファレンスセンター(仮称)**」を学会として指名することに致しました。

臨床検体からのアシネトバクター属や腸内細菌科細菌の分離、同定、薬剤感受性検査などについては、それぞれの病院の日常検査業務として実施して頂き、万一「**薬剤耐性アシネトバクター**」や「**カルバペネム耐性腸内細菌科細菌**」が疑われる菌株が分離された場合も、それらの確認検査は基本的にはそれぞれの施設で行って頂くことが原則です。**ちなみに感染症法に基づく届け出は、薬剤感受性試験の結果に基づいて「届出基準」を参考に実施して頂くことで十分です。**しかし、感染制御等の観点から念のため薬剤耐性遺伝子の詳しい解析や分離菌株の分子疫学解析などが必要となることもあります。そのような場合に専門的な知識や解析技術をお持ちでない医療施設におかれましては、今後、支援施設(「**地域支援レファレンスセンター(仮称)**」)にご相談頂くことが可能となります。

今後、できるだけすみやかに、支援施設の施設名を公表していく予定にしておりますが、現時点で、ご相談がある場合は、日本臨床微生物学会事務局まで、メールあるいはFAXにてご連絡をいただければと存じます。

【参考】「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」

## 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準

第1～5（略）

### 第6 五類感染症

1～2（略）

#### 3 カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症

(1) 定義

メロペネムなどのカルバペネム系薬剤及び広域β-ラクタム剤に対して耐性を示す腸内細菌科細菌による感染症である。

(2) 臨床的特徴

主に感染防御機能の低下した患者や外科手術後の患者、抗菌薬を長期にわたって使用している患者などに感染症を起こす。健常者に感染症を起こすこともある。肺炎などの呼吸器感染症、尿路感染症、手術部位や外傷部位の感染症、カテーテル関連血流感染症、敗血症、髄膜炎その他多様な感染症を起こす。ただし、無症状で腸管等に保菌されることも多い。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からカルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症が疑われ、かつ、(4)の表の左欄に掲げる検査方法により、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症が疑われ、かつ、(4)の表の左欄に掲げる検査方法により、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

(4) 届出のための検査所見

検査方法	検査材料
分離・同定による腸内細菌科細菌の検出、かつ、次のいずれかによるカルバペネム系薬剤及び広域β-ラクタム剤に対する耐性の確認 <b>ア</b> メロペネムのMIC値が2 μg/ml以上であること、又はメロペネムの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が22mm以下であること <b>イ</b> 次のいずれにも該当することの確認 <b>(ア)</b> イミペネムのMIC値が2 μg/ml以上であること、又はイミペネムの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が22mm以下であること <b>(イ)</b> セフメタゾールのMIC値が64 μg/ml以上であること、又はセフメタゾールの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が12mm以下であること	血液、腹水、胸水、髄液その他の通常無菌的であるべき検体
<b>次のいずれにも該当することの確認</b> <b>ア</b> 分離・同定による腸内細菌科細菌の検出 <b>イ</b> 次のいずれかによるカルバペネム系薬剤及び広域β-ラクタム剤に対する耐性の確認 <b>(ア)</b> メロペネムのMIC値が2 μg/ml以上であること、又はメロペネムの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が22mm以下であること <b>(イ)</b> 次のいずれにも該当することの確認 <b>a</b> イミペネムのMIC値が2 μg/ml以上であること、又はイミペネムの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が22mm以下であること <b>b</b> セフメタゾールのMIC値が64 μg/ml以上であること、又はセフメタゾールの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が12mm以下であること <b>ウ</b> 分離菌が感染症の起原菌と判定されること	喀痰、膿、尿その他の通常無菌的ではない検体